

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 文化スポーツ課	
契約締結年月日	令和5年4月1日	
業 務 名	令和5年度尾張旭市民スポーツ大会運営事業業務委託	
業 務 の 概 要	<p>当該業務は、市民に広くスポーツに接する機会を提供し、体力の向上を目指しながら、健康で明るい市民の育成に寄与するため、次の業務を行うものです。</p> <p>(1) 市民スポーツ大会 (2) 市民ゴルフ大会 (3) 市民ジョギング大会</p>	
契約金額(税込)	<p>3,630,000円</p> <p>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</p>	
契約の相手方	尾張旭市スポーツ協会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	尾張旭市スポーツ協会は、昭和28年に発足以来、多種多様なスポーツ競技の大会運営により得たノウハウを有しており、市民スポーツ大会を継続的かつ確実に運営することができる市内で唯一の団体であるため選定する。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会文化スポーツ課です。